

申請内容、申請方法等について、必ず申請前に各区健康課に電話等でご相談ください。

受付印

様式第1号

福岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

(申請先) 福岡市長

関係書類を添えて次の通り特定不妊治療費の助成を申請します。

助成決定後は、その決定額を請求します。下記の振込先に振り込んでください。

また、下記申請者の住民票を住民基本台帳等で市が調査・確認することについて同意します。

(太枠の中をご記入ください)

年 月 日

		夫		妻	
申請者 (自署)	(フリガナ)	()		()	
	氏名	Ⓜ (注1)		Ⓜ (注1)	
	生年月日	年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)	
	住所	〒 電話番号 () -			
上記住所と異なる場合に記入	夫・妻	〒	都道	郡	市区
			府県	市区	
			電話番号 ()		
助成履歴等 (該当する□に チェックを入れ、 内容を記載して ください。)	福岡市から特定不妊治療費の助成を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある → この申請は福岡市で通算 () 回目				
	(福岡市への転入前に) 他の自治体から特定不妊治療費の助成を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある → 他の自治体での助成履歴を下の欄にご記入ください。				
	助成を受けた際の住所			助成を受けた回数	
	都道	郡		⇒ () 回	
	府県	市区			
	都道	郡		⇒ () 回	
府県	市区				
		都道	郡		⇒ () 回
		府県	市区		
これまで助成を受けた後に、出産等(注2)がある場合は、ご記入ください。 → 直近の出産日は (年 月 日) → 直近の出産後、助成金の申請は今回で () 回目					
申請額 (上限額以内)	特定不妊治療①		男性不妊治療②		合計(①+②)
	円		円		円
振込先	金融機関名及びコード	銀行	金庫	本店	金融機関コード
		組合	農協	支店	店番
				出張所	
	預金種別	1 普通	(フリガナ)	()	
		2 当座	口座名義人		
	口座番号				(右詰めで記載し、空欄に0を記入)

注1 夫及び妻が、それぞれ記名・押印又は自筆による署名のいずれかをお願いします。

注2 本事業の助成を受けた後に出産(12週以降の死産を含む。)に至った場合は、それまでの助成回数がリセットできます。

添付書類(申請受付時チェック欄)

(1) 必須

- 福岡市特定不妊治療受診等証明書(様式第2号) 戸籍謄本(申請日から遡って3か月以内のもの) ※初回申請時
- 領収書の写し(今回の申請に係る治療費すべて) 振込口座の通帳等の写し ※申請者名義(旧姓不可)

(2) 該当者のみ

- 【外国人同士の夫婦】婚姻証明書 【事実婚の夫婦】両人の戸籍謄本または戸籍抄本 ※初回申請時
- 【事実婚の夫婦】両人の住民票 ※市民は省略可 【事実婚の夫婦】事実婚関係にある申立書(様式第3号)
- 【夫婦のいずれかが市外在住の場合】住所要件に関する申立書(参考様式)
- 【出産による助成回数のリセットがある場合】出産または12週以降の死産が確認できる書類 ※出産後の初回申請時

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する 説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考にすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することになります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この助成金は、限られた公費予算から公正な支出を行うため、1夫婦当たりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。